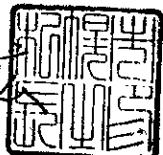


札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月17日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第13号

札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則

札幌市消防訓練及び礼式に関する規則（昭和41年規則第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第25条第1項中「右（左）へ」を「右（左）へー」に、「かける」を「掛ける」に改める。
- (2) 第49条の見出し中「整とん」を「整頓」に改め、同条第1項中「整とんさせる」を「整頓させる」に、「右」を「右（左）」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条第2項中「ひじ」を「肘」に、「右へ回し右列員にならい整とんする」を「右（左）へ回し右（左）列員に倣い整頓する」に改め、同条第3項中「整とん」を「整頓」に、「おろす」を「下ろす」に改める。
- (3) 第53条第2項中「右（左）向き」を「左（右）向き」に、「整とんする」を「整頓する」に改め、同条第3項中「整とんする」を「整頓する」に改める。
- (4) 第79条の見出し中「整とん」を「整頓」に改め、同条第1項中「整とん」を「整頓」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「整とんを行なう」を「整頓を行う」に、「一せい」を「一斉」に、「のち」を「後」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条第3項中「第6項」を「第5項」に、「整とんする」を「整頓する」に改め、同条第4項中「整とんを行なう」を「整頓を行う」に、「のち」を「後」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条第5項中「整とんし」を「整頓し」に、「整とん翼」を「整頓翼」に改める。
- (5) 第91条中「併立縦隊及び並列縦隊」を削り、「行なう」を「行う」に改

める。

- (6) 第169条第1項中「のち」を「後」に、「行なう。」を「行う。」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「かけ足」を「駆け足」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「前各号」を「前2項」に、「行なう」を「行う」に改める。
- (7) 第196条第1項中「ついた」を「着いた」に、「行ない」を「行い」に、「整列」を「整列一」に、「のち」を「後」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。
- (8) 第213条第1号中「、服装及び札幌市職員証（以下「職員証」という。）」を「及び服装」に改める。
- (9) 第215条第1項ただし書中「第4項」を「次項」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項第5号」を「前項第5号」に改め、「、同項第6号に定める動作が終わったときも同じ要領によって職員証の保存及びその取扱いの適否等を検査し」を削り、同項を同条第2項とし、同条中第5項を第3項とし、第6項を削り、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、第9項を第6項とする。
- (10) 第220条中「前項」を「前条」に、「行なう」を「行う」に、「のち」を「後」に改める。
- (11) 第225条第2項第1号中「消防救助用器具基本操法」を「消防救助基本操法」に改め、同項第3号中「応用救助操法」を「消防救助応用操法」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項、第49条、第53条第2項及び第3項、第79条、第91条、第169条、第196条、第220条並びに第225条第2項第1号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。